

# 「住民本位」「生活者起点」の村政継続を

## 平成20年度村政運営の基本方針

東海村長 村上達也



平成20年度の村政運営等につきまして、所信の一端を述べ、村政へのご理解と協力を賜りたいと存じます。言うまでもなく、現在の地方行政は大きな転換点にあり、その舵取り

次第では住民の生活に大きな影響を及ぼすばかりか、地方自治体そのものの存続にかかわってくる時代であります。それだけに村政を預かる立場として、その責任の重大さをあらためて認識するところであります。私は、福田康夫・首相の「生活者消費者が主役となる国民本位の行財政への転換」表明を評価するものでありますが、市場原理に基づく経済成長拡大政策を基調とする構造改革政策には変わりはなく、それによつてもたらされた所得格差や都市と地方の格差等、いわゆる格差問題は解決されないのではないかと、むしろ傾向としては拡大し続けるのではないかと危惧しております。従いまして、生活者消費者と日々かかわって存在している地方行政の責任はいよいよ重大であると考えており、この観点から「住民本位」「生活者起点」の村政を継続してまいりたいと存じます。

さて私は、平成19年度の村政運営方針説明で、東海村は「離陸の年」「ブレイクオフの年」と申しました。その根拠として、本村の住民力・行政力・財政力の三拍子が整いつつあることを挙げましたが、三分野ともこの一年間でさらに力量アップし、高いレベルの行政サービスを提供できる流の自治体に向けて飛躍しつつあると自認しております。従いまして東海村は、新しいステージへの離陸を行い得たとの手応えを感じております。今後は、さらに上昇を続け、安定した水平飛行に移行できるよう努力してまいります。

### 村政運営の基本的考え

東海村第4次総合計画「とうかい21世紀プラン」は、平

成20年度で8年目を迎えます。あらためてその理念とするところを掲記すると、次のとおりであります。

一、人と環境を優先する行政、視点を「人」そのものの存在に置いた行政を行おうとするものであります。換言すれば、個人の尊厳尊重の思想を基本とするということであり、二、福祉（保健・医療）・教育・環境・農業を「行政の四本柱」と位置付け、重点的に取り組んでおります。中でも福祉・教育・環境の行政分野では、全国的にも評価され、注目される成果を挙げつつあります。

三、地方分権時代の到来に備え、行政能力と住民自治能力の向上に努め、自治会制度の導入、自治会連合会の設立、地区委員会の設立、地区社会福祉協議会設立等の地域自治組織の確立を図つてきております。さらには、ボランティア組織、NPO法人をはじめとする住民セクターとの協働の推進にも力を入れているところであります。

四、原子力と半世紀にわたる関係を背景に、本村は新たな段階に入ろうとしております。その契機は、大強度陽子加速器施設「J-PARC」の建設であります。この巨大先進的な世界共同研究施設を生かした新たな都市構想「東海村高度科学研究文化都市構想」を、本村の未来像として実現してまいります。

五、政府の行財政改革による地方への負担転嫁、この基調は国の財政状況からしても長く続くと思われま。従いまして、本村の現在の財政力を、将来を視野に温存していくことが必要であり、そのためのスタンスである行財政基盤づくりを継続してまいります。

### 平成20年度予算編成上の留意点

前記のまちづくり理念に基づき、予算編成に向けて留意した点は次のとおりであります。

一、所得格差、貧富の格差が拡大する格差社会の中、地方

行政は何をなすべきか。幸いに本村では、三位一体改革に伴う国からの税源移譲で税収増が見込めますので、この分を障がい者・高齢者・非正規労働者・母子家庭等の生活支援策に充て、充実させてまいります。具体的には、在宅介護サービス利用者個人負担分への補助、役場臨時職員の時給改定、母子家庭等への家賃助成などの施策がそれであり、これこそ、人間生活者重視の政策と思つております。

二、地方自治の原点は「住民自治」であるといわれます。住民自治制度の強化は、地方分権社会の中では必須の政策であり、引き続き住民自治活動の支援・充実を図つてまいります。また住民自治を制度的にも確定するため「自治基本条例」の制定に取り組んでまいります。

三、「J-PARC」が今年12月に完成し、平成21年度には本格稼働に入ることから、その研究活動を支える環境づくりとしての高度科学研究文化都市構想の実現は、待ったなしの时限に至りました。「NITT茨城研究開発センター」跡地（白方）の取得と整備、そして常盤自動車道東海パーキングエリアへのスマートIC（インターチェンジ）の整備を、国や茨城県などと協力し実現いたします。また、高エネルギー加速器研究機構（KEK）や日本原子力研究開発機構（JAEA）などと連絡会をつくり、協議も進めてまいります。

四、東海村第4次総合計画の目標年度は平成22年度であり、その目標の完全達成を目指し、後期基本計画で提示する項目の計画的・着実な実現を図つてまいります。

五、東京電力（株）常陸那珂火力発電所からの固定資産税収入等によつて、本村の財政力は絶頂期にあります。しかしながら、税の性質からして漸減は避けられませんので、行財政改革を継続し、経常的支出の抑制に努めて基金を積み増しし、国の制度・施策変更等の不測の状況変化にも機動的に対応できるよう十分な備えをしてまいります。

### 平成20年度の行政課題への所見

平成19・20年度とも、本村が独自に打ち出した新規事業が30事業に及び、地方分権時代における本村の行政力向上に手応えを感じましたが、続きましては、各行政部門の課

題につきまして、所見を述べておきたいと思ひます。

#### ▼福祉について

最大の課題は「後期高齢者医療制度」の新設導入であります。現時点では、全国的に都道府県を事業体とする広域連合で対処しており、茨城県においても同様であります。しかしながら各自治体は、後期高齢者(75歳以上)の健康保持に責任を負う立場として、発生する問題点に無関心という訳にはまいりません。実施後の状況把握には細心の注意を払いつつ、高齢者医療に支障が生じないよう努めてまいります。

子育て世代の経済的支援策として、小学校卒業時までの児童の医療費全額補助をこの4月から実施いたします(9ページに関連記事掲載)。中学卒業時までの声もありますが、財源の問題はかりでなく、後期高齢者の医療負担増の問題もありますので、すべての住民にとって最も望ましい総合的な医療費負担のあり方を考える中で検討してまいります。

高齢者福祉につきましては、介護保険制度が始まって9年、高齢者の社会的な介護は格段に進歩いたしました。本村においても、平成20年度は「介護認定審査会」を3チームに増やし、増加する需要に迅速に対処するとともに、認知症高齢者のグループホームを2か所に増やします。加えて10月には、厚生労働省の支援を得て「第9回介護保険推進全国サミット」を本村で開催する予定であります。この全国大会を契機に、高齢者・障がい者介護をはじめ、福祉政策における全国的先進地の仲間入りを果たし、安心して過ごせるまちを目指していきたいと考えております。

続いて、母子家庭支援策についてですが、本村でも増加傾向にある母子家庭の80%近くは年収153万円以下の所得水準であり、生活は困難を極めております。そこで「母子・父子家庭実助成制度」(9ページに関連記事掲載)を立ち上げ、また村の奨学金貸与制度における選考の際の優先度を上げるなど、福祉と教育面から母子家庭等に対する支援策を実施してまいります。

#### ▼教育について

子どもたちの学力低下が問題視されておりますが、必ず

しも今の学力が昔と比べ低いというわけではないと思われます。むしろ、子どもたちの成績の分布が上位と下位に二極分化し、この傾向が進んでいることの方が重大な問題であると考えております。その対処策として、8年前からスタディサポーター制度や専科指導員制度を導入し、少人数学習の環境を整えてきたところでありましたが、今後は30人学級の導入に向け、積極的な調査研究を教育委員会にお願いしてまいりたいと考えております。

村立図書館につきましては、その利用率の高さと、多くのボランティア団体の活動に運営が支えられ、本村自慢の施設の一つでもあります。しかしながら、狭隘化により、蔵書数の限界、住民による図書館活動への支障が目に見えて意識されるようになってまいりました。これを解消するため、平成20年度の基本設計を皮切りに、20数年ぶりの増改築に踏み切ることいたしました。

次に、青少年育成の中心的活動として展開中の「フーテレビ運動」は、全国の先駆的事例として注目されてきましたが、青少年育成全般の糧として生かすためにも、これまでの成果を検証し、さらに発展させてまいります。

#### ▼環境について

本村は、水俣市(熊本県)に学んで循環型社会の形成と低炭素社会を目指し、環境都市として全国から評価されるに至っておりますが、自然環境保護、景観づくりなどの面で十分とはいえないところが残されております。そこで、環境政策についての根本姿勢を住民と共有し、村の姿勢を外部にも示すため、平成20年度に「環境都市宣言」を行い、条例制定を含め、すべての施策がこの宣言に基づき組み立てられる方向を目指してまいります。これはまた、高度科学研究文化都市づくりの「里塚」でもあります。

次に、ひたちなか市との広域ごみ処理施設建設計画につきましては、平成23年度操業開始を目的に、建設予定地である「ひたちなか地区」の留保地の確保に取り組んでまいります。この計画は、市村それぞれのごみ減量化に向けた取り組みがあつて初めて可能となる事業であり、今後ともごみ減量化努力義務が課せられてまいります。本村では、か

ねてから24分別、うち21種類を資源物として資源化してきており、さらに平成19年度から枝葉・草廃木材の堆肥化と指定ごみ袋制度の導入を進めてまいりました。この結果、昨年9月から11月まででは前年対比で約25%の減量化を実現しております。さらに、マイバッグの全戸配布によるレジ袋の削減にも取り組んできたところであります。

#### ▼農業について

本村では、国内における農業事情を読みつつ、かねてから地域農業の育成・確立を目指してまいりましたが、農業の置かれた厳しい環境もあつて、いまだ取り組みの成果が表れていないのも事実であります。本村の場合、地域農業確立には、地域内循環、いわゆる「地産地消」の推進が重要であり、そのためには、生産者と消費者を直接つなぐ「農産物直売所(フアー・マー・スマーケット)」が欠かせないものとなっております。この誘致につきましては、J・A・ひたちなかの協議が整い、実現に向けスタートするに至りました。特に直売所を含めた「仮称農業情報発信館」には農業支援センターを併設し、地域農業振興の拠点として広く活用する考えであります。

#### ▼J・PARCと原子力について

「J・PARC」稼働への対応としまして、先に「NTT茨城研究開発センター」跡地の取得と整備、スマートICの設置等に触れましたが、そのほか「村の表玄関口」であります東海駅には情報機能を兼ねた待合室を設置するとともに、駅舎内外装の改修、案内板の更新なども行つてまいります。

原子力につきましては、原子力50年の歴史の中、特に本村におきましては、過去からもたらされた課題を抱えております。原子力施設の高経年化対策、蓄積を続けている放射性廃棄物の処理・処分問題などであります。また、耐震安全性の問題、地震災害と原子力災害による複合災害への対処も新たな課題として加わつてまいりました。これらにつきましては、国・茨城県などとの協議を進め、住民の安全確保に遺漏のないよう努めてまいります。

以上、平成20年度施策を立てるに当たつたポイントとなることの概要を述べさせていただきました。